# 貸金業法等改正に係る政府令の概要について

平成19年11月

金融广•法務省

# 目次

1	貸金業の適正化
	1. 貸金業への参入条件の厳格化・・・・・・・・・・・・・・・1
	2. 貸金業協会の自主規制機能強化・・・・・・・・・・・・・・・1
	3. 行為規制の強化
	書面交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	その他の行為規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	4. 業務改善命令の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
П	過剰貸付けの抑制
	1. 指定信用情報機関制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・4
	2. 総量規制の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
Ш	金利体系の適正化
	1. 上限金利の引下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	2. 金利の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止・・・・・・・・・・6
IV	施行スケジュール

#### | 貸金業の適正化

## 1. 貸金業への参入条件の厳格化 <法律のポイント>

- ○貸金業者の最低純資産額
- **原則 2,000万円**<施行後1年半以内>
  - 5,000万円 < 完全施行時 >

<法第6条第1項第14号>

(注)現行法では、個人300万円・法人500万円

○ 法令遵守のための助言・指導を行う 貸金業取扱主任者について、資格試験を導入し、 合格者を営業所ごとに一定数配置

<法第12条の3第1項>

#### <府令のポイント>

- 純資産額規制の例外として、 いわゆるNPOバンクを念頭に、以下の要件を規定
  - 非営利法人
  - 低金利(7.5%以下)
  - ・ 貸付内容等の情報開示
  - 貸出目的の公益性 (NPO法17分野向け・生活困窮者向け貸付けを主目的)
  - 純資産額500万円以上 等
- 従業者50人に対して1人以上

#### 2. 貸金業協会の自主規制機能強化

#### <法律のポイント>

- 貸金業協会を認可を受けて設立する法人とし、 貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごと の支部設置を義務付け <法第25条、第26条>
- 〇 一定割合以上の貸金業者を協会員とすることを 義務付け < 法第37条第2項>
- 広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制 ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入 <法第32条>

### <政令のポイント>

- 〇 新協会設置に必要となる加入貸金業者の割合
  - **15%以上**<本体施行時>
  - · 50%以上<完全施行時>

#### 3. 行為規制の強化

#### 書面交付

#### <法律のポイント>

- 〇 リボ契約(基本契約・個別貸付け)の交付書面に関する規定の導入<法第17条>
- 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことを保証人に対する事前書面・契約書面の記載事項に追加

<法第16条の2・法第17条>

- マンスリーステートメント方式や電子化による書面 交付の導入(利息制限法以下の貸出金利で、顧客の承諾 がある場合)
- <法第17条第6項・第7項・第18条第3項・第4項> ※「マンスリーステートメント方式」=個々の貸付け・弁済時には 簡素な交付書面とし、定期的(例えば1か月ごと)に貸付け・弁 済に関する情報をまとめて記載した書面を交付する方式。
- 契約前の事前の書面交付の義務付け

<法第16条の2>

○ 重要事項変更の場合の書面の再交付の義務付け <法第17条>

#### <政府令のポイント>

- リボ契約について、現行法の記載事項と同等の内容に加え、
  - 「利息額が利息制限法超の場合には支払義務が ない」旨 < 経過期間中 >
- ・トータルの元利負担額<完全施行時>を基本契約時・個別貸付け時の両書面に記載することが原則
- →利息制限法以下のリボ契約については、 基本的な契約内容に関わらない重複事項の 省略など簡素化
- マンスリーステートメントの記載事項について規定
- マンスリーステートメントの利用に係る借り手の承諾については、既存のリボ契約に限り、業者からの通知に異議がなければ承諾と認める方式も可能
- パソコンに加え、顧客が保存・印刷できる場合、 携帯電話(メール)による書面交付も可能 (携帯電話については、交付後3か月内は顧客の要請があれ
- 事前書面として申込書付パンフレット様式も可能 (極度額・利率等の明示は必要)
- 〇 重要事項の範囲を規定

ば紙ベースの書面交付を行うことが条件)

→返済方式や担保の内容等の変更の場合 (利率の引下げ等の顧客に有利な契約内容の変更や、

極度額・限度額の減額の場合は除く)

#### その他の行為規制

#### <法律のポイント>

○ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払 われる保険契約を締結することを原則禁止

<法第12条の7>

- 〇公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。 利息制限法の金利を超える貸付けの契約について 公正証書の作成を禁止 <法第20条>
- 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、 取立規制を強化 <法第21条>

#### <府令のポイント>

○ 住宅ローン及び住宅ローンのつなぎに例外を 限定

#### 4. 業務改善命令の導入

○ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消 や業務停止に加え、業務改善命令を導入

<法第24条の6の3>

#### Ⅱ 過剰貸付けの抑制

#### 1. 指定信用情報機関制度の創設

#### <法律のポイント>

- 〇 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を 満たす信用情報機関を指定する制度を導入
- 貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕 組みを整備

<法第3章の2>

- 貸金業者は、指定信用情報機関に個人信用情報 として以下の事項を提供する義務 <法第41条の35>
  - ・個人を識別できる事項
  - ・契約年月日
  - ・貸付けの金額
  - その他の事項
- 指定信用情報機関が複数ある場合、相互に個人信用情報の交流を義務づけ < 法第41条の24>

#### <府令のポイント>

- 信用情報の規模、財産的基礎に係る指定の要件を規定
- ・加入貸金業者数100社以上、貸付残高5兆円以上
- 純資産額5億円以上
- 名寄せを正確に行うため、個人を識別できる事 項の内容を規定
  - 氏名、住所、生年月日及び電話番号
- 勤務先の商号又は名称
- ・運転免許証、健康保険証、パスポート等の記号番号
- ○その他の内容を規定
  - ・貸付けの残高
  - ・元本又は利息の支払の遅延の有無
- ・総量規制を超える貸付けが可能な契約に該当する場合には、その旨

#### 2. 総量規制の導入

#### <法律のポイント>

- 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけるとともに、
- ・自社からの借入残高が50万円超となる貸付け
- ・総借入残高が100万円超となる貸付け の場合には、年収等の資料の取得を義務づけ

<法第13条>

○ <u>住宅ローン等</u>を除き、総借入残高が年収の3分の1 を超える貸付けを原則として禁止 ただし、<u>顧客の利益の保護に支障を生ずることが</u> ない貸付けである場合には、年収の3分の1を超え る貸付けを行うことも可能 <法第13条の2>

- リボルビング契約について、途上与信によるチェックを義務づけ <法第13条の3>
- 途上与信の結果、総借入残高が年収の3分の1を 超えることが判明した場合、貸付けを抑制するため の措置を講じる必要 <法第13条の4>

#### <府令のポイント>

#### 〇 住宅ローン等の内容を規定

- ・不動産購入のための貸付け(そのためのつなぎ融資を含む)
- 自動車購入時の自動車担保貸付け
- ・ 高額療養費の貸付け 等
- 顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付 けの内容を規定
- 有価証券担保貸付け
- 不動産担保貸付け(居宅等の生計の維持に不可欠なものを担保とする場合を除く)
- ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け
- **顧客に一方的に有利となる借換え**(毎回返済額・総返済額が減少し、追加担保・保証なしの場合)
- ・緊急の医療費(高額療養費を除く)の貸付け
- ・配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付け(配偶者の同意が必要)
- ・個人事業主向けの貸付け(当該事業主の返済能力を超えない場合に限る)

#### 〇 途上与信の要件等を規定

- 1ヶ月の借入の合計額が5万円以上、かつ、借入残高が10万円以上の場合 → 毎月チェック
- ・上記にあたらない場合でも、借入残高が10万円以上 の場合 → 3ヶ月ごとにチェック
- 貸付けを抑制するための措置を規定
  - ・極度額の減額又は新たな貸付けの停止

#### Ⅲ 金利体系の適正化

#### 1. 上限金利の引下げ

○ 貸金業法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を 廃止し、出資法上限金利を20%に引き下げる

(これを超える場合は刑事罰を科す) <出資法第5条第2項>

#### 2. 金利の概念

#### <法律のポイント>

○ 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用 及び債務弁済費用も含むこととする

(ただし、以下のものを除く)

- ・カードの再発行の手数料その他の債務者の要請に より債権者が行う事務の費用(政令)
- 公租公課
- ・強制執行、担保権実行の費用等
- ATM利用料(政令に上限を委任) <法第12条の8第2項、利息制限法第6条第2項、出資法第5条の4第4項>
- 〇 保証料を利息と合算して規制

<利息制限法第8条・第9条、出資法第5条の2・第5条の3>

#### く政令のポイント>

- 利息から除かれるものを規定 (事務手続きに要する費用)
  - ・ローンカードの再発行手数料
  - ・法定書面の再発行手数料
  - 口座再振替費用
- 〇 利息から除かれるATM利用料の上限を規定

(事務手続きに要する費用)

- •1万円以下 105円
- 1万円超 210円

(注) 印紙税は公租公課(3万円以上の返済の場合)

3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

#### Ⅳ 施行スケジュール

